

# 障害者自立支援法 指定事業者等の指導等について

神奈川県保健福祉局保健福祉部福祉監査指導課

## (1) 指導根拠 : 【実地指導】

### <市町村>障害者自立支援法第10条

(報告等)

#### 第十条

市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

### <県>障害者自立支援法第11条第2項

(厚生労働大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等)

#### 第十一条

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくは、これらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができます。

\* 神奈川県障害者自立支援法指定事業者等指導実施要綱

※ 24年4月1日より、県から指定都市及び中核市への権限移譲が行われ、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市においては、各市が実地指導を行うこととなります。

指導根拠：【監查】障害者自立支援法第48条

(報告等)

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、**指定障害福祉サービス事業者**若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(第2項中略)

3 前二項の規定は、**指定障害者支援施設等**について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、**指定相談支援事業者**について準用する。

\* 神奈川県障害者自立支援法指定事業者等監査実施要綱

## (2) 目 的

支援内容の質の確保並びに介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費及び特定障害者特別給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

### (3) 指導について

- ・集団指導 講習、研修、会議等の方式で実施 ⇒ 隨時
  - ・実地指導 現地にて個別面談により実施
    - 指定障害者支援施設 概ね 2 年に 1 回
    - 指定障害者支援施設以外の事業者 概ね 3 年に 1 回

\* 繼続して状況確認、指導等が必要と認められる場合は、毎年実施することがあります。

#### (4) 監査について

- ・実地指導において、不正等が疑われる場合または、苦情や家族・利用者からの通報等により監査を実施します。
- ・現地にて個別面談により実施します。(事前調査を実施することもあります。)

#### (5) 監査の対象

実地指導の結果や苦情等により、

- ・支援内容、自立支援給付費の請求に不正又は不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ・重大な基準違反があると疑うに足りる理由があるとき。

#### (6) 励告、命令、指定の取消しについて

- ・基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていないと認めるとときは、当該事業者に対し、期限を定めて、**基準を遵守すべきことを勧告**することができます。  
(障害者自立支援法第49条第1項)
- ・期限内に勧告に従わなかったときは、その旨公表することができます。(障害者自立支援法第49条第4項)
- ・勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該事業者に対し、改善命令を発することもあります。(障害者自立支援法第49条第5項)
- ・上記命令をしたときは、その旨を公示します。((障害者自立支援法第49条第6項))
- ・さらに改善が図られない場合や、不正に介護給付費を請求している場合には、**指定の取消し等**を行うこともあります。(障害者自立支援法第50条第1項)

	事業種別	指定基準省令	指定基準解釈通知	報酬告示	報酬留意事項通知
指定障害福祉サービス	居宅介護	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (※)	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (※)
	重度訪問介護				
	行動援護				
	同行援護				
	療養介護				
	生活介護				
	短期入所				
	重度障害者等包括支援				
	共同生活介護				
	共同生活援助				
	自立訓練（機能）				
	自立訓練（生活）				
	就労移行支援				
	就労継続支援A型				
	就労継続支援B型				
	施設入所支援				
一般相談支援 特定相談支援		障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	
障害者支援施設		障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について	(※：事業ごとに算定)	(※)

参考：「厚生労働省」> 「所管の法令・告示・通達等」> 省令・告示は「法令検索」> 通知は「通知検索>本文検索」>文字入力

# 事業運営上の様々な留意点

○神奈川県がこれまでに実施した実地指導等において指導した事項  
(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等において、指摘をした主な内容です)

## <契約書・重要事項説明書・運営規程等>

- 1 契約書及び重要事項が作成されていない。契約の期日が未記入である。
- 2 運営規程・重要事項等の内容が実態と相違している。  
(実施地域、営業時間、サービス管理（提供）責任者等の氏名・人数等)
- 3 運営規程に虐待の防止の措置に関する事項が定められていない。
- 4 食費等を徴しているが、その額を（重要事項説明書等により）書面で明示していない。

## <管理者、サービス管理（提供）責任者、従業者等>

- 1 所在地・管理者・サービス管理（提供）責任者・運営規程・平面図等が変更されているが、10日以内に県に届け出ていない。
- 2 職員採用時に、資格の未確認または、資格確認の書類不備がある。
- 3 従業者の身分を証する書類を作成していない。従業員に携行させていない。  
従業者の身分を証する書類に、指定事業所名等が記載されていない。  
介護保険事業所の職員としての身分証明書になっている。
- 4 管理者が従業者及び業務の管理を一元的に行っていない。

## <受給者証>

- 1 サービス提供開始時に、受給者証等の事業者記載欄に必要事項を記入していない。

## <各障害福祉サービス事業の支援計画・記録等>

- 1 各事業の支援計画（以下「計画等」という）を作成していない。
- 2 サービス管理（提供）責任者が、計画等を作成していない。作成していることが明確でない事例がある。

- 3 計画等の作成にあたり、利用者状況を把握・分析し課題を明らかにしていない。(アセスメント票等が作成されていない)
- 4 計画等について文書により同意を得ていない。<居宅介護事業等を除く>
- 5 計画等を利用者等に交付していない。
- 6 諸記録をサービス完結の日から5年間保存していない。
- 7 利用者へのサービスの提供に関する日々の記録が、未作成または不十分である。
- 8 利用者の状況やサービス内容に変化が生じても、計画等の見直しを行っていない。  
(モニタリングの期間)
  - ① 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・・・・・・常に状況を把握し、必要に応じて見直し。
  - ② 自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A・・・少なくとも、3カ月に1回以上の見直し。
  - ③ その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・少なくとも、6カ月に1回以上の見直し。

#### <苦情対応・事故対応>

- 1 利用者等からの苦情を受け付けた際にその内容を記録していない。
- 2 事故が発生した際に県・市町村・利用者の家族等に報告していない。

#### <個人情報>

- 1 他の指定事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ていない。
- 2 個人情報の提供にかかる同意書の使用範囲(医療機関・行政機関・教育機関等)に不備がある。
- 3 従業者及び管理者が、在職中及び退職した後において、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置(就業規則・雇用契約書等)を講じていない。

#### <預り金>

- 1 利用者等からの保管依頼書、個人別台帳等の必要な書類を整備していない。
- 2 通帳と印鑑を別々に鍵のかかる場所に管理していない。
- 3 通帳からの払い出し、金庫での保管等について、複数の者による適切な管理が行われていない。
- 4 定期的に担当者以外の者による通帳、個人別台帳等の確認を行っていない。

5 利用者から預り金出納管理料を徴しているが重要事項説明書においてその項目及び額を明記していない。

＜利用者からの徴収金等＞

1 利用者からおやつ代、交通費、修繕積立金等の支払いを受けるにあたり、重要事項説明書等に金額等が明示されていない。書面による同意がとれていない。

2 利用者から一律に行事費、統一の作業着代等の支払いをもとめている。

3 利用者から金銭の支払いを受けた際に領収書を交付していない。

＜法定代理受領＞

1 市町村から介護給付費の支給を受けた場合に、利用者に介護給付費の額を通知していない。

2 受領日前に利用者への介護給付費額（訓練等給付費）の通知をしている。

＜非常災害対策＞

1 非常災害に関する具体的計画を立てておらず、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備していない。

2 定期的に避難訓練等必要な訓練を実施していない。

＜請求（加算等）＞

1 介護給付費・訓練等給付費の請求誤り

2 初期加算の誤り

3 欠席時対応加算の誤り

4 施設外就労加算の誤り

5 夜間支援体制加算の誤り

6 特定事業所加算の誤り

＜その他＞

1 運営規程の概要、従業者の勤務体制などの重要事項を見やすい場所に掲示していない。

2 指定障害福祉サービス事業ごと、または、他の事業との会計を区分していない。

- 3 身体拘束等を行う場合の、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録していない。
- 4 工賃の目標水準及び前年度の平均支払額を、利用者に通知していない。<就労移行支援B型>
- 5 利用者に対して定期的に健康指導等がされていない。
- 6 利用者の状況やサービス内容に変化が生じても、サービス計画等の見直しを行っていない。人権擁護等のために必要な体制等が整備されていない。
- 7 従業者の健康状態について、必要な管理を行っていない。